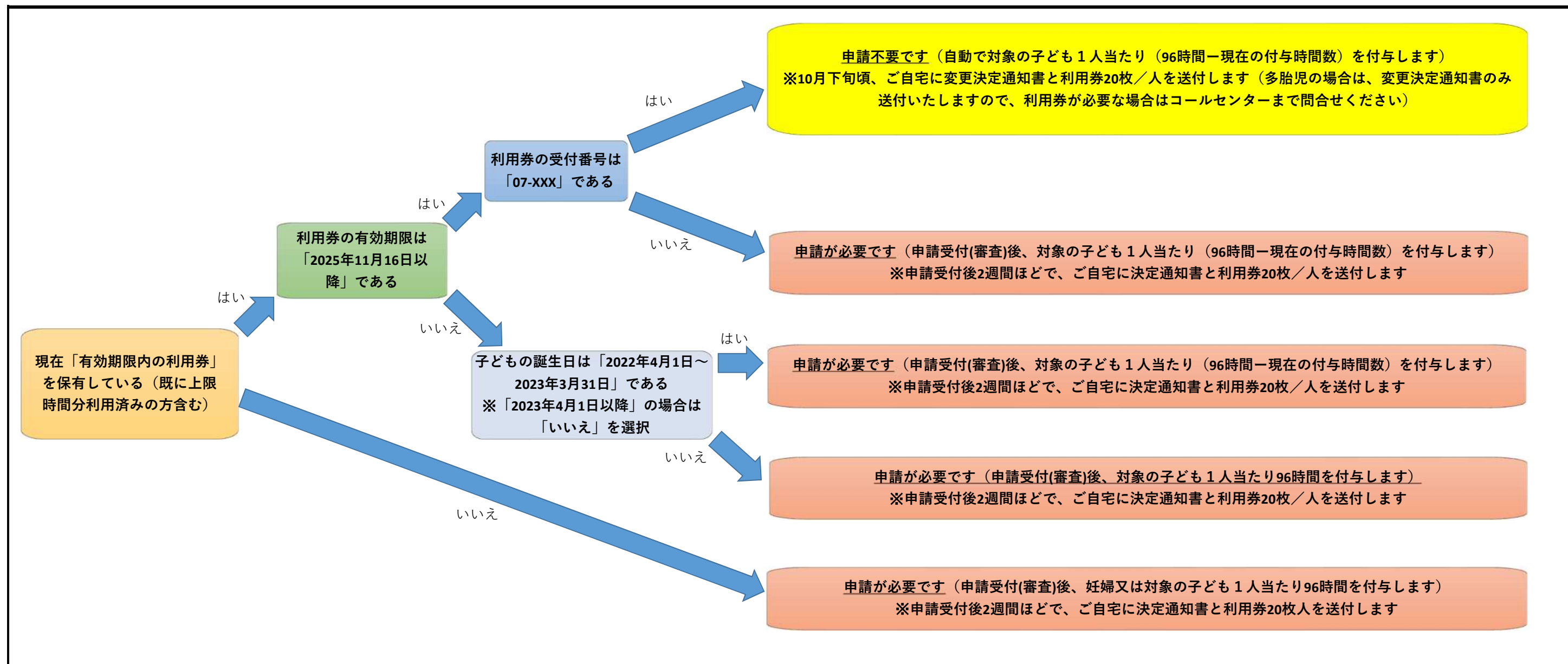


令和7年10月からの利用上限時間数の拡充について、利用券の保有状況等により、申請が不要な場合があります。

以下チャート表からご確認のうえ、申請が必要な場合は「家事サポーター利用申請（3歳未満養育世帯の方向け）」よりご申請ください。

【注意事項】

- 誕生日が「2022年4月1日～2023年3月31日」のお子様に係る利用券の有効期限は、一律「2026年3月31日まで」となります。
- 誕生日が「2022年3月31日以前」のお子様は、本事業の利用対象外となりますので、ご了承ください。



- 制度拡充前は1世帯に1つの受付番号を付番し、利用券を送付していました。制度拡充後は、対象のお子様一人ずつに受付番号を付番し、利用券を送付します。
対象のお子様が複数いる場合は、複数名同時にお申込みしていただいてもお一人のみお申込みいただいても、どちらでもかまいません。